

## 休暇等

区分	内容
年次有給休暇	1年毎に20日とし、20日を限度として残日数を翌年に繰り越すことができる。
病気休暇	職員が負傷又は疾病のために療養する必要があり、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。
特別休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>産前休暇：出産予定日の8週間前の日から出産の日まで。</li> <li>産後休暇：出産の翌日から8週間を経過する日まで。</li> <li>忌引休暇：職員の親族が死亡した場合に規則で定める期間（最高は配偶者の10日間）。</li> <li>夏季休暇：7月から9月までの間に、3日間。</li> <li>その他規則で定める休暇。</li> </ul>

## 年次有給休暇の取得状況（平成19年中）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率(%)
3,240日	502日	83人	6.1日	15.5

## 分限及び懲戒処分に関すること

ありませんでした

## 研修の実施状況（平成19年度総務課所管分）

研修名	対象	人数
一般研修（行政法等）	主事等	2
職員基礎研修	新規採用職員	2
職員初級研修	主事等	1
法務研修	主査等	2
外国派遣研修	主査等	1
中堅技術職員研修	技師等	1
姉妹市職員研修	全職員	2

## 福利厚生に関すること（共済組合分）

短期給付	職員とその家族が、病気、けが、出産、死亡、休業、災害等での突発的な出費に対する給付
長期給付	職員の退職後の年金の給付
福祉事業	職員とその家族の健康増進を図るための各種健診事業等

・（公平委員会【後志支庁管内は共同設置】は、職員からの要求や申立を審査し、必要な借置を講ずることや、裁決、または決定を行うことができる独立した機関です。）

後志支庁管内全体での公平委員会に対する措置要求及び不服申立はありませんでした。

職員数や給与の詳細は、「平成20年度施策のあらまし」に掲載していますので、御参照願います。

## ■お問い合わせ先

町総務課【担当 茂木】☎72-3311(内線16)

# 黒松内町人事行政運営状況

平成19年度の町の人事行政の運営状況について、お知らせします。

この公表は、町民の皆様へ町職員の給与や勤務時間、その他勤務条件などの状況について、広く知っていただくために行うものです。

## 職員の任免の状況（平成19年4月2日から平成20年4月1日まで）

新規採用	退職	
	定年	自己都合
2人	1人	4人

（国民健康保険病院の医師は除く）

## 職員数の状況（各年度4月1日）

区分	平成20年度	平成19年度
町長部局 （うち国保病院分(医師を除く)）	71人 (18人)	73人 (20人)
議会事務局	2人	2人
農業委員会事務局	2人	2人
教育委員会事務局	11人	12人
計	86人	89人

## 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

黒松内町(一般行政職)		国(一般行政職)	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
303,573円	40.6歳	325,724円	40.7歳

## 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分	一般行政職	
	黒松内町	国
高校卒	131,500円	138,400円
大学卒	161,700円	170,200円

## 勤務時間及び休日

区分	内容
勤務時間	勤務時間 1週間当たり38時間45分 午前8時45分～午後5時15分
週休日及び休日	週休日 土曜日・日曜日 休日 国民の祝日・12月31日～1月5日

※一部の勤務場所では、上記と異なる勤務形態の場合があります。